片付け支援サービスチェックリスト(事業者用)

片付け業者の中には、適切な手順を踏まず、違法なやり方を行う業者も少なからず存在します。すまいるネットでは市民の皆さんに安全・安心にご利用いただくため、片付け支援サービス事業者を利用される際には「利用者向けチェックリスト」の内容をご確認頂くように周知しております。

下記に利用者向けチェックリストと同様の内容を記しておりますので、事業者の皆さんも下記内容をご確認のうえ、対応を行ってください。

法令を遵守し、適切な手順で対応いただくよう、よろしくお願いいたします。

契約前		
1	無料で詳細に明記した見積書を作成し、見積り合わせを拒まない	
2	見積書に買取金額や家電リサイクル法の対象品*のリサイクル料金を明記している	
3	廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令を遵守する	
契約時		
4	利用者、神戸市環境共栄事業協同組合との三者契約(標準様式)を締結している	
片付け時		
5	利用者が必要とする物、利用者が不要とする有価物、一般廃棄物運搬許可業者が引き取る廃	
	棄物を明確に仕分けしている	
支払い前		
6	見積金額と請求金額は差額なく出すことができる	
	やむを得ず差が出た場合、利用者へ理由が説明できる	

^{*}家電リサイクル法の対象品

^{…(1)}エアコン、(2)テレビ(液晶、プラズマ、ブラウン管)、(3)冷蔵庫・冷凍庫、(4)洗濯機・衣類乾燥機